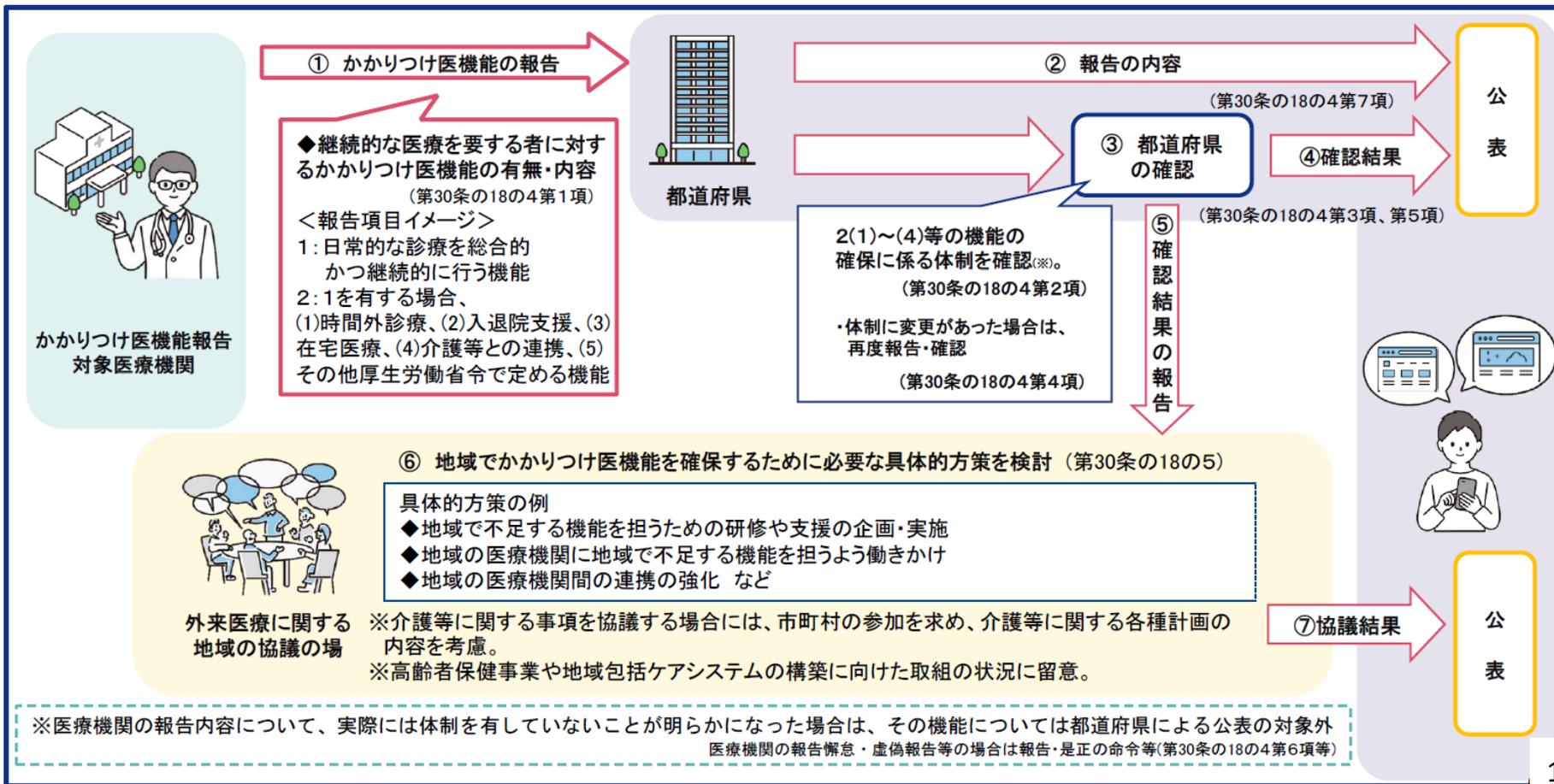


## かかりつけ医機能報告の流れ

### かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



# かかりつけ医機能報告制度の年間スケジュール

医療機関からの報告期間は1月から3月です。医療機能情報提供制度に基づく報告と同時期に行います。都道府県は医療機関の報告に基づき、かかりつけ医機能に係る体制の有無を確認の上、報告内容とともに公表、協議の場の開催を行います。

## 年間サイクルのイメージ

11月頃～

医療機関への定期報告依頼

1～3月

医療機関による報告及び都道府県による体制の有無の確認

4月

報告内容や体制の有無の確認結果の公表

4～6月頃

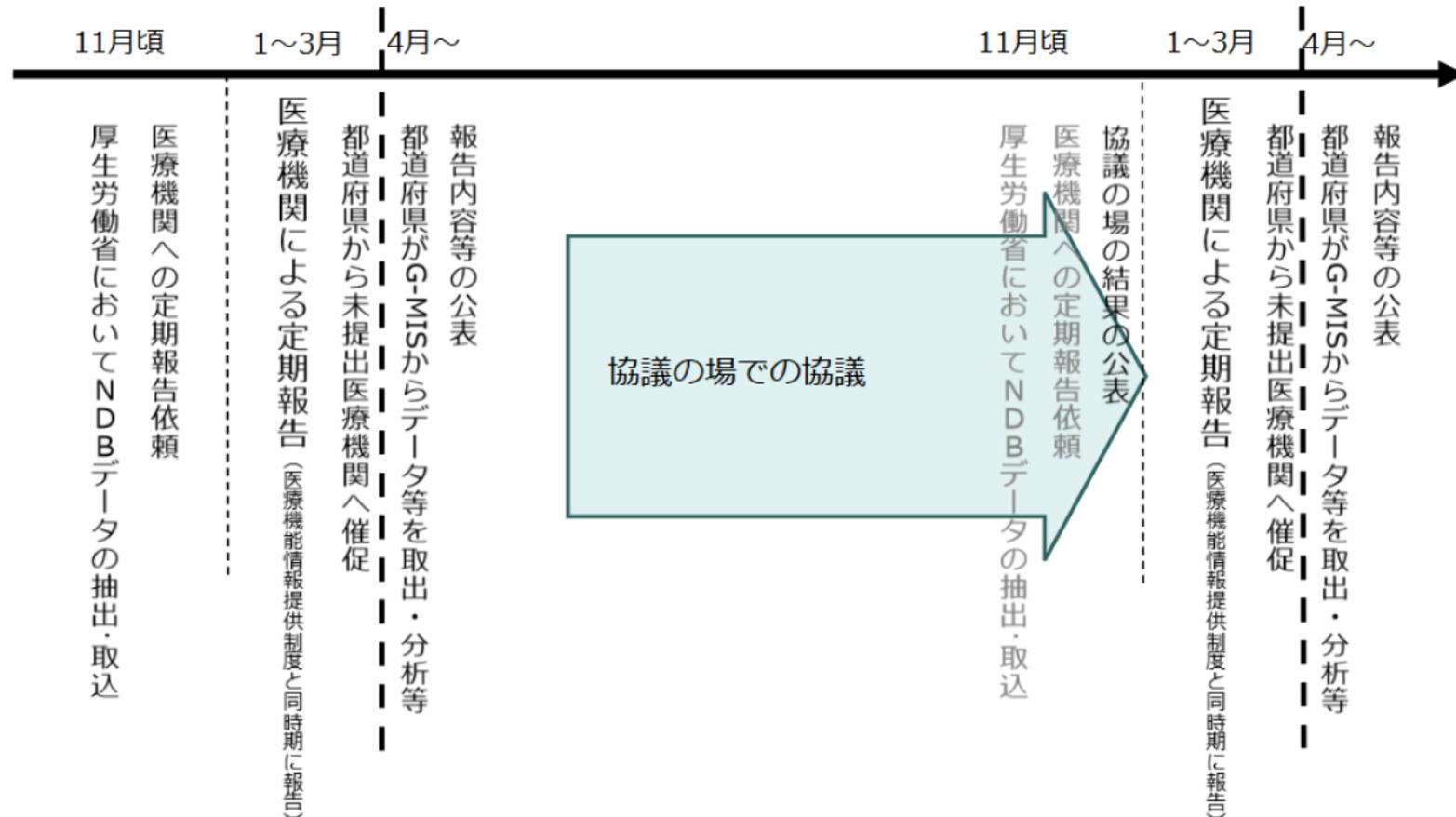
報告内容の集計・分析等

7月頃～

協議の場の開催

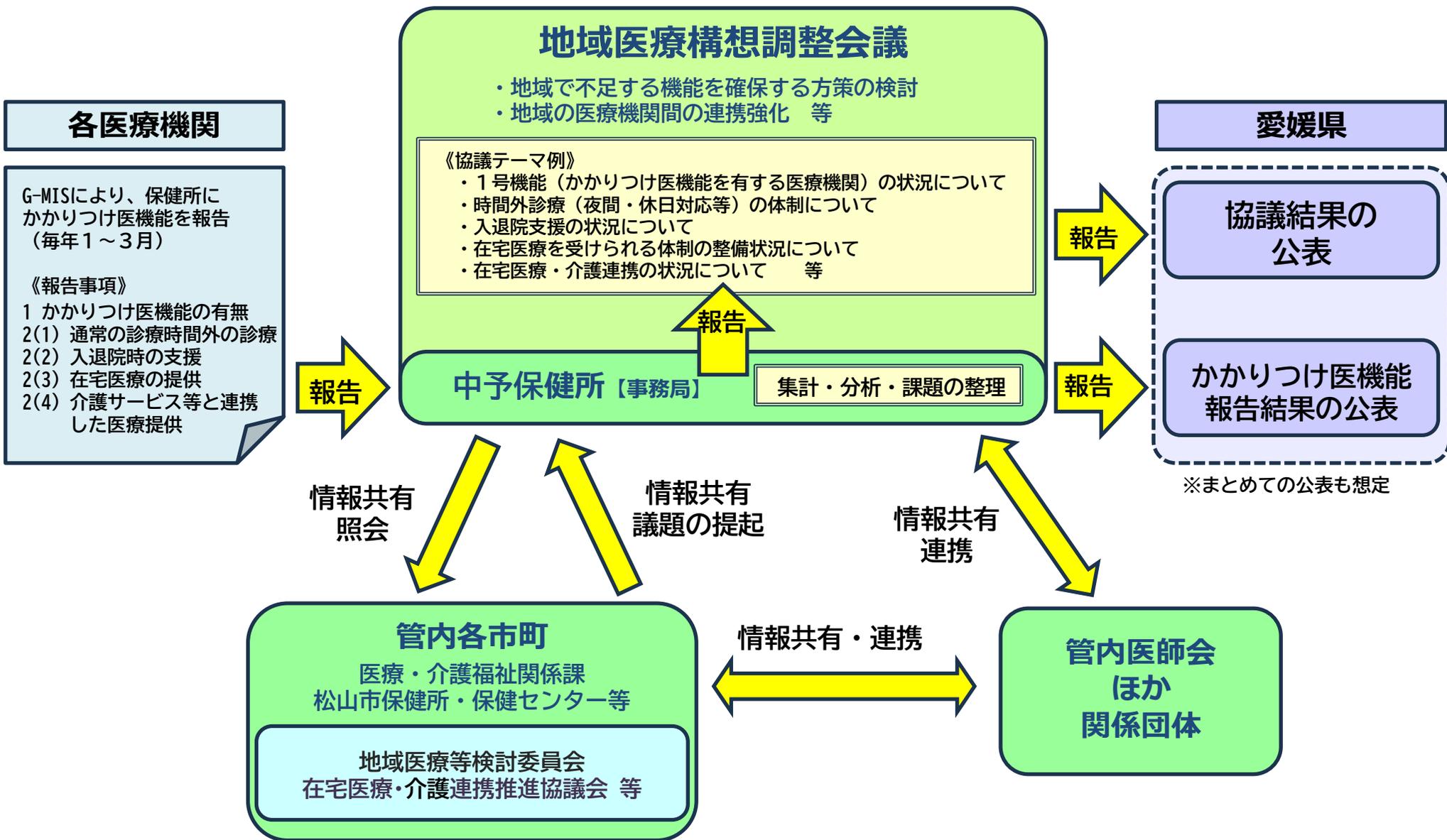
12月頃～

協議の場の結果の公表



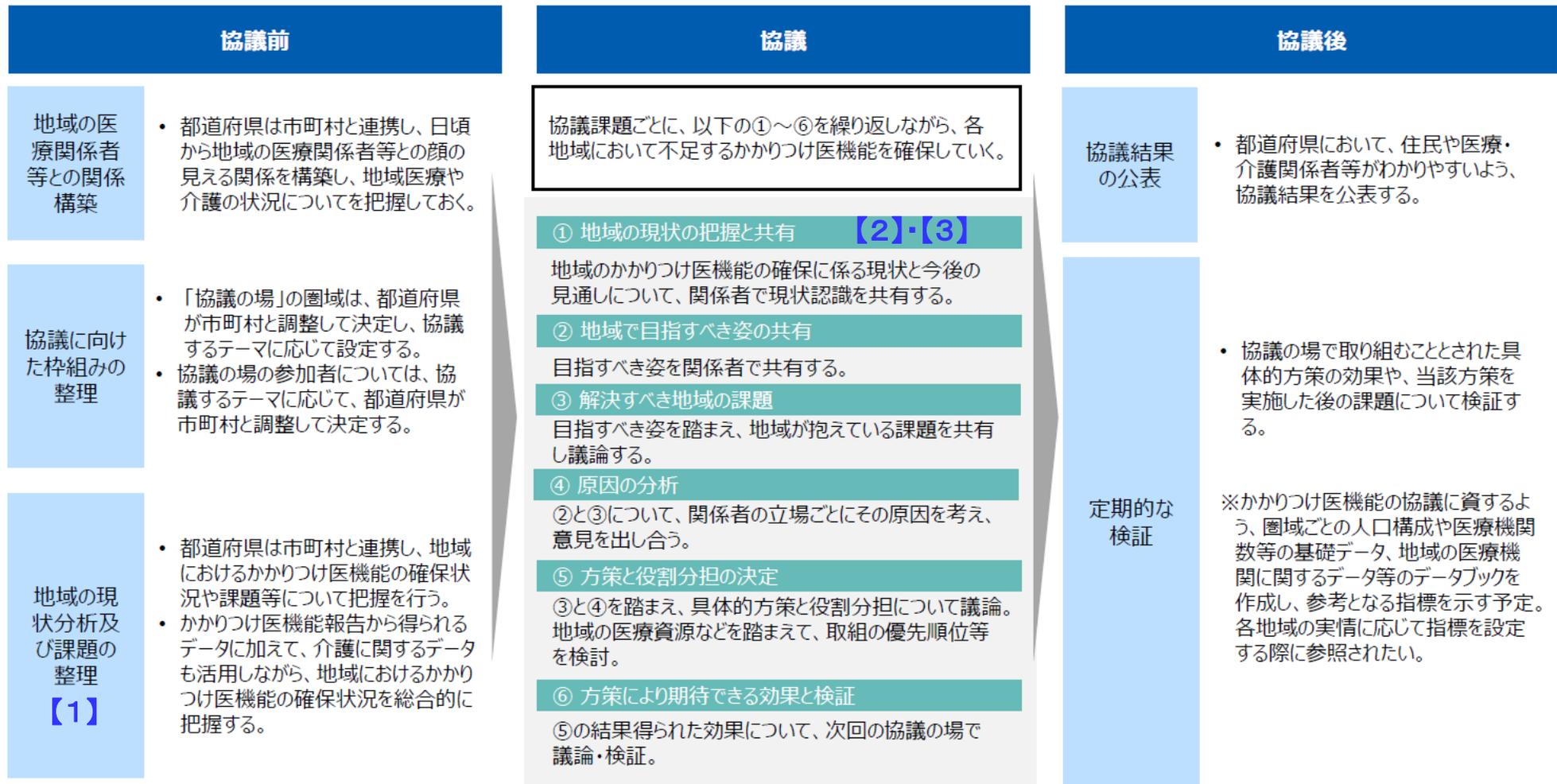
出典：令和6年5月24日 第5回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料(一部改)

# 外来医療（かかりつけ医機能の確保）に関する協議の場《イメージ》



# 協議の進め方について（現時点の案）

## ● 協議の進め方のイメージ（「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」より）



- 【1】 かかりつけ医機能報告の結果や関係機関への照会等により、地域における課題を抽出
- 【2】 課題の解決に向けて取り組む方策や役割分担等について、関係者間で共有
- 【3】 調整会議の場において、今後の方針を協議・決定